

令和5年（ネ）第206号 女川原子力発電所運転差止請求控訴事件

控訴人 原 伸雄 外15名

被控訴人 東北電力株式会社

第1 準備書面

令和5年9月27日

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 小野 寺 信 一
外

被控訴人の控訴答弁書に対する反論

目次

第1 控訴答弁書の要旨	- 3 -
第2 控訴答弁書の誤り	- 3 -
1 はじめに	- 3 -
2 控訴人らに「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」を求めることの非常識	- 4 -
3 「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」を明らかにすることは不可能	- 5 -
4 避難計画の前提かつ判断要件は「大事故があり得ること」である。「大事故があり得ること」は避難計画と原子力災害対策指針に明記された公知の事実である	- 7 -
5 「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」を明らかにする、しないにかかわらず「大事故はあり得る」。よって、前者は後者に含まれる	- 7 -
6 30km圏内の住民の関心も「大事故があり得ること」にある	- 8 -

7	「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」は「大事故があり得ること」の否定につながる	- 8 -
①	「大事故があり得ること」の否定は、福島第一原発事故の教訓の否定	- 9 -
②	「大事故があり得ること」の否定は、原発事故の本質（危険性）の否定	- 10 -
③	「大事故があり得ること」の否定は原子力規制委員会前委員長の答弁の否定	- 11 -
④	「大事故があり得ること」の否定は、深層防護の正しい理解の否定	- 15 -
⑤	「大事故があり得ること」の否定は、第5層の防護自体の事実上の否定。第5層の防護自体の否定は原子力基本法第2条2項、3項（令和6年4月1日施行）違反	- 16 -
⑥	「大事故があり得ること」の否定は、公知の事実の否定	- 17 -
⑦	控訴答弁書に見られる安全神話の復活	- 17 -
⑧	結論	- 18 -
8	被控訴人の引用する判例について	- 18 -
①	名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決（判時2413・2414号71頁）	- 18 -
②	大阪地裁令和3年3月17日決定（裁判所ウェブサイト掲載）	- 20 -
③	大阪地裁令和4年12月20日決定（裁判所ウェブサイト掲載）	- 21 -
④	大分地裁平成30年9月28日決定（公刊物未掲載）	- 23 -
⑤	結論	- 24 -
9	結論	- 25 -

第1 控訴答弁書の要旨

- ① 人格権に基づく差止請求が認められるためには、人格権侵害による被害が生じる具体的危険の存在とそれが切迫していることが必要となる（8頁）。
- ② 控訴人らの主張する（避難計画の実効性の欠如による）人格権侵害の具体的危険は、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生することを前提としている（8～9頁）。
- ③ （そのためには前提としての）本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険が認められる必要があるが、（控訴人らは）本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険について何ら主張立証を行っていない（8～9頁）。
- ④ 多くの判例が被控訴人の主張を支持している。

第2 控訴答弁書の誤り

1 はじめに

本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故を「大事故」、被控訴人が控訴人らに求める上記第1③の「大事故が発生する具体的危険の主張・立証」は、その意味に照らし、以下「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」と表示し、本件では避難計画の前提かつ判断要件が

- ① 「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」
か、それとも
- ② 「大事故があり得ること」

であるかが焦点であるので、以下、両者を対比させつつ、論ずることとする。

2 控訴人らに「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」を求めることの非常識

避難計画は大型旅客船の救命ボート等の救命設備のようなものである。一審原告の第5準備書面1で述べたように、船舶安全法第2条は救命設備の備え付けを義務付けており、救命設備を備えていない船舶は、法令上航行することが許されていない（同法第1条）。これからその大型旅客船に乗る乗客が何らかの理由で救命ボートの欠陥を知り、万が一の海難事故の際に、救命ボートに乗ること自体危険であることを裏付け資料とともに船長に訴えたところ、船長が、

「救命ボートの欠陥が問題になるのは、救命ボートに乗らざるを得ないような海難事故が起きた時である。よって、いつどんなことが原因で海難事故が起きるのか、その海難事故が切迫していることを証明して欲しい。その証明がない限り、救命ボートの欠陥は取りあげない。」

と述べる場面を想像してもらいたい。

「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような経過で破られるか」を避難計画の前提かつ判断要件とする被控訴人の控訴答弁書と、それを認めた一審判決は、万が一の海難事故のために救命ボートを備えて付けているにもかかわらず、海難事故がいつどんなきっかけで起きるのか、それが切迫していることの証明を乗客に求め、乗客がそれを証明しない限り、救命ボートの欠陥を取りあげない船長の発言と同種である。船長発言が非常識であるのは、万が一の海難事故を立証の問題にすり替えている点にある。万が一の海難事故がいつどんな原因と経過で起きるかの立証は、船長ですら不可能である。それを乗客に押しつけ、結果として、救命ボートが万が一の海難事故のために用意されていることまで否定していることが非常識と評されるゆえんである。

避難計画の実効性を判断しないとする一審判決に対するマスコミの違和感
は甲B第33号証の1～4に明らかである。甲B第33号証の2の河北新報の
社説は

「避難計画の不備と住民の深刻な不安を置き去りにしたと言わざるを得ない。」

「原告側は避難計画の実効性の有無に争点を絞ったが、判決は「判断するまでもない」とほぼ門前払い。原告が列挙した避難計画の問題点についても言及を避けた。」

「無視できないのは、判決が全く触れなかった住民側の多くの指摘に相当の具体性と説得力があったことだ。」

「起きるかどうかは分からなくても、起きてしまえば取り返しのつかない惨禍に見舞われるのが原子力災害だ。逃れる手だてが現実的に担保されなければ、住民の不安は解消されない。」

と批判する。船長の発言と同種の非常識が一審判決の背後にあるからである。

3 「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」を明らかにすることは不可能

控訴理由書第2の3の(1)で述べたように、第1層ないし第4層の防護が破られる原因と経過の事前予測は、被控訴人と原子力規制委員会の責務である。被控訴人と原子力規制委員会にとって予測可能な大事故の原因については、第1層ないし第4層までの防護において対策が取られているから、大事故はむしろ両者の予測を超えた想定外の事由によって発生する。福島第一原発事故の最大の教訓である。想定外の大事故の原因と経過の立証は不可能である。

控訴人らに「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのよ

うな原因と経過で破られるか」を求める控訴答弁書は、不可能を求めていることに等しい。被控訴人と原子力規制委員会が予測できない大事故の原因と経過を主張・立証をできる人は世の中に存在しない。可能であれば、その責務に照らし、規制委委員会と被控訴人こそ、それを行い、防止対策をとるべきである。

最高裁は令和4年6月17日福島第一原発事故の国家賠償訴訟において、

「今後発生する可能性があるとした地震の規模は、津波マグニチュード8.2前後であったのに対し、現実には発生した地震の規模は、津波マグニチュード9.1であった。」

「試算された津波による上記建屋付近の浸水深は、約2.6m又はそれ以下とされたのに対し、現実には到来した津波による上記建屋付近の浸水深は、最大で約5.5mに及んだ。」

「試算された津波の高さは、上記建屋の敷地の南東側前面において上記敷地の高さを超えていたものの、東側前面においては上記敷地の高さを超えることはなく、上記津波と同じ規模の津波が上記発電所に到来しても、上記敷地の東側から海水が上記敷地に浸入することは想定されていなかったが、現実には、津波の到来に伴い、上記敷地の南東側のみならず東側からも大量の海水が上記敷地に浸入した。」

等の事情の下では、経済産業大臣が上記発電所の沖を含む海域の地震活動の長期評価に関する文書を前提に電気事業法（平成24年法律第47号による改正前のもの）40条に基づく規制権限を行使して津波による上記発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを上記電力会社に義務付けていれば上記原子力事故、又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできず、国が、経済産業大臣が上記の規制権限を行使しなかったことを理由として、上記原子力事故により放出された放射性物質によってその当時の居住地が汚染された者に対し、国家賠償

法1条1項に基づく損害賠償責任を負うということとはできない、

と判示した。国においてすら予見できないことを控訴人らに予見できるはずがなく「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」を明らかにすることは不可能である。不可能なことを避難計画の判断要件にしているのは、それ自体不適切である。

4 避難計画の前提かつ判断要件は「大事故があり得ること」である。「大事故があり得ること」は避難計画と原子力災害対策指針に明記された公知の事実である

避難計画は「大事故があり得ること」を前提にしている。避難計画を含む県の地域防災計画（甲B2）及びベースである原子力災害対策指針（甲B1）が放射性物質が周辺環境に放出されたことを前提にしていること（一審原告第11準備書面3頁）がそれを示している。

被控訴人は検査場所に600名の要員を派遣することになっている（第11準備書面3頁等）。のみならず、被控訴人は女川地域原子力防災協議会の作業部会に毎回出席し、令和2年3月25日の協議会でも、被控訴人の増子副社長は「福祉車両等の移動手段の確保、避難退域時検査の要員や機材の提供、避難所等への生活物資の支援をはじめ、事業者に求められる対応について、しっかりと準備し、対応が必要になった場合には、原子力防災組織体制のもと、確実に対応していく。」旨回答している（甲B16の10）。被控訴人は、「大事故があり得ること」を前提に行動している。このことからしても、「大事故があり得ること」は公知の事実である。

5 「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」を明らかにする、しないにかかわらず「大事故はあり得る」。

よって、前者は後者に含まれる

控訴理由書第2の3の(2)で主張したように、控訴人らが「第1層から第4層までの防護がいつ(切迫した時期に)どのような経過で破られるか」を明らかにすれば大事故はあり得るが、それをしなければ大事故はあり得ないという関係にはなく、控訴人らがそれをしない場合であっても「大事故はあり得る」。「大事故があり得ること」は上記4に述べたように、公知の事実である。その意味において「第1層から第4層までの防護がいつ(切迫した時期に)どのような原因と経過で破られるか」は「大事故があり得ること」に含まれている。いつどんな原因ときっかけで大事故が起きるかを明らかにすることはできないが、大事故が起きることがあるから避難計画があるのであり、それが「万が一」である。避難計画の前提かつ判断要件は「大事故があり得ること」、すなわち、「万が一」である。

6 30km圏内の住民の関心も「大事故があり得ること」にある

第1層から第4層までの防護がいつどんな原因ときっかけで破られるかが分かれば、被控訴人と規制委員会に対策を立ててもらえることができるので、30km圏内の住民にとって有益ではあるが、大事故が想定外から発生し、想定外を予測出来る人は誰もいない。それ故に「大事故はあり得る」のであり、それ故に、いつ発生するか誰も分からないのである。それが「万が一」である。「万が一」のために避難計画が策定されているのである。

従って、控訴人ら30km圏内の住民の関心は、立証不可能な「第1層から第4層までの防護がいつ(切迫した時期に)どのような原因と経過で破られるか」ではなく「大事故があり得ること」にある。「大事故があり得る」以上、控訴人ら30km圏内の住民が実効性のある避難計画を望むのは当然である。

7 「第1層から第4層までの防護がいつ(切迫した時期に)どのような原因と

経過で破られるか」は「大事故があり得ること」の否定につながる

「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」を控訴人らに求め、控訴人らがそれをできないことを理由に避難計画の実効性にメスを入れることを拒否することは、避難計画が前提にしている「大事故があり得ること」の否定である（控訴理由書第2の3の(3)）。

「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」を控訴人らに求めることの最大の副作用である。副作用は以下に述べるように、致命的である。

① 「大事故があり得ること」の否定は、福島第一原発事故の教訓の否定

平成23年3月11日の超巨大地震と巨大津波による福島第一原発事故のシナリオ（地震と津波を原因とする全電源の喪失、炉心の溶融、水素爆発、放射性物質の放出等）を具体的に予測した人は皆無であったが、事故は実際に起きている。

「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」が不可能でも「大事故はあり得る」のであり、それが福島第一原発事故の最大の教訓である。「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」を避難計画の前提かつ判断要件とする一審判決と被控訴人の答弁書は、福島第一原発事故の教訓を否定するものである。被控訴人は改正原子力基本法第2条の3に関し、「控訴人らの主張の趣旨は不明確であるが、結局のところ、当該主張は、深層防護の考え方に関する控訴人らの認識の誤りに基づく主張である（17頁）」と述べているが、趣旨が不明であり、かつ、的外れの批判である。

原子力基本法第2条（基本方針）「第3項」は福島第一原発事故の教訓、すなわち、

(1) 国及び原子力事業者が安全神話に陥ったこと

(2) その結果、福島第一原発事故を防止できなかったこと

を真摯に反省した上で

(3) 原子力事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、これを行うこと

を宣言するものである。

甲B第32号証の日野正美の陳述書2項で述べているように、「避難計画の策定」は、「原子力事故の発生を常に想定」しているからである。「原子力事故発生の防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」は、深層防護第1層から第5層が貫徹されることの必要性を再確認したものである。原子力基本法第2条（基本方針）「第3項」の背後には、福島第一原発事故の教訓があり、被控訴人の上記反論は、福島第一原発事故の教訓に真摯に向き合っていない被控訴人の姿勢を露呈するものである。

② 「大事故があり得ること」の否定は、原発事故の本質（危険性）の否定

原発の事故の本質（危険性）については、訴状13頁～17頁で述べたとおりであり、それを世界に見せつけたのが福島第一原発事故であり、詳細は訴状請求の原因第4のとおりである。甲A第59号証に「格納容器という丈夫な檻に入れているつもりでも、その檻を破って暴れ出します。そして、一端暴れ出したら誰にもこれを止めることができないのです。」とあるように、原発は暴走する危険性があり、暴走した場合、制御は極めて困難である。福島第一原発事故の経過がそれを示している。「大事故があり得ること」の背後には、原発の暴走の危険性と暴走した場合、制御が極めて困難であることがあり、「大事故があり得ること」は原発の事故の本質（危険性）と表裏の関係にある。「大事故があ

り得ること」の否定は、原発の事故の本質（危険性）の否定である。

③ 「大事故があり得ること」の否定は原子力規制委員会前委員長の答弁の否定

「大事故があり得ること」の否定は、第204回国会原子力問題調査特別委員会第3号（令和3年4月8日）における 更田政府特別補佐人（原子力規制委員会前委員長）の

「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本。[中略] これが一緒くたになってしまうと、プラントに安全対策を十分に尽くしたので、防災計画はこのぐらいでいいだろうという考えに陥ってしまう危険がある。プラントに対する安全性を見るという責任と、それから防災対策をしっかりと策定するという責任というのは独立して考えるべき」

「防災を考える場合は、大規模な事故を起きるのは起きるものとして考えることが基本であり、適合している炉であっても、百テラベクレル以上の放出を起こす事故の可能性を否定するべきではないというのが規制委員会の立場である」

との発言（甲B27の2）、及びこの発言が原子力規制委員会を代表する立場での見解であり、原子力規制委員会の見解と同一であるとの弁護士照会に基づく規制委員会からの回答（甲A57の1～2）の否定に繋がる。被控訴人はこの点について、以下のように反論している。

- (1) 「控訴人らが主張の根拠として引用する原子力規制委員会委員長の衆議院原子力問題調査特別委員会での答弁等は、防災計画等の立案・検討をする際の姿勢を述べたものであり、個別の発電所において事故が発生する蓋然

性があると述べたものではない。」(16～17頁)

- (2) 「防災計画等の立案・検討をする上で、万が一の事故が起きることを想定して議論することは言わば当然の姿勢である(このような防災計画等の立案・検討についての議論をすることが、原子力発電所の安全性に問題があることを意味しないこともまた当然である。)。控訴人らは、防災計画等の立案・検討の議論と、控訴人らに主張・立証が求められている本件2号機の運転によって控訴人らに生ずる人格権侵害の具体的危険の議論とを、混同して(または議論をすり替えて)主張しているものに過ぎない。」(17頁)

しかし、原子力規制委員会前委員長の発言だけではなく、

「原子力規制委員会の田中俊一前委員長が「(原子力規制委員会の審査は)安全審査ではなくて、基準の適合性の審査。基準の適合性は見ているが、安全だということではない。」と答弁していること(甲A41の4頁)(一審原告第5準備書面5頁)。」

「新規制基準はあくまで目標であって、新規制基準に適合すれば事故は起こらないとの実証的な根拠は全くないし、福島原発事故前の目標と実態の桁違いの乖離を省みれば、基準が目標であることは明らかであること(同)。」

「規制委員会が原子力災害事前対策の策定(当然、避難対策もその範疇)に関する資料において「環境中に放出される放射性物質の量は、具体的な事故のシーケンスに関係なく、Cs137については100TBqとし[以下略]」と述べているように、原子力災害事前対策においては放射性物質の異常な放出を考慮すべきとしていること(甲B27の3)(同)。」

「避難計画を考える上での出発点は、最大規模の災害が発生したときに、どのような情報があれば、住民が安全に避難できるかを考えることではないか、政府の見解を明らかにされたい」との質問に対し、「原子力災害対策指針（平成三十年原子力規制委員会告示第八号）は、御指摘の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故のような放射性物質の大規模な放出に至る場合等も想定し、防護措置の基本的な考え方を示している」として、原子力防災の基本となる「指針」自体も福島原発事故に相当するような放射性物質の大規模な放出が起こりうるとの前提に基づくと答弁していること（甲B27の4の1～2）（同）。」

「原子力規制委員会は「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方」（甲A48）で「原子力災害」を「災害」として捉えていること、「災害」である以上、「起きたものとして」国、地方公共団体、原子力事業者等がそれぞれの責務を果たすのは当然であること（この見解も「大事故があり得ること」に基づく）（一審原告第5準備書面4頁）。」

を併せ考慮すれば、前委員長の国会発言の「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本。」は明らかに「大事故があり得ること」の肯定を意味している。

このことは、福島第一原発事故後の規制委員会の一貫した姿勢である。初代委員長の「技術というのは、必ず事故やトラブルが起こるもの。事故を拡大させない、どの程度までに抑えるか、という考え方が大事ですが、日本は無謬性を求めすぎます。それで『安全だ、安全だ』と言わざるをえなくなって、安全神話の落とし穴にはまってしまう。でも、絶対安全なんて、ありえないんです。」（甲A60）によっても明らかである。

前委員長の国会答弁の「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本。」は、（規制委員会

の担当する) 第1層から第4層までの安全審査をどれだけ厳格に行ったとしても、大事故を完全に防止することができないことを示したものであり、当然のことながら、規制委員会が安全審査をした全ての原発に当てはまる。よって、被控訴人の主張する(1)の「防災計画等の立案・検討をする際の姿勢を述べたものであり、」は明らかに誤りである。

また、(1)の「個別の発電所において事故が発生する蓋然性があると述べたものではない」も誤りである。

被控訴人は(2)で「防災計画等の立案・検討をする上で、万が一の事故が起きることを想定して議論することは言わば当然の姿勢である」と述べつつ、一方で「このような防災計画等の立案・検討についての議論をすることが、原子力発電所の安全性に問題があることを意味しないこともまた当然である。」と述べているが、万が一の事故を想定して、防災計画等の立案・検討するのは万が一の事故があるからである。

万が一の事故がないのであれば、避難計画は不要であり、検査場所に600名の要員の派遣も不要である。万が一の事故がないのであれば、被控訴人においてそれを主張・立証し、そのうえで万が一の事故が起きることを想定して議論することをとり止め、防災計画等の立案・検討も取りやめるべきである。

そして、検査場所への600名の要員の派遣も拒否するべきである。被控訴人が検査場所に600名の要員の派遣に同意しているのは、万が一の事故があるからである。万が一の事故が起きることを想定して議論することが当然であれば、避難計画の前提かつ判断要件は「万が一」すなわち、「大事故があり得る」ことであり、「第1層から第4層までの防護がいつ(切迫した時期に)どのような原因と経過で破られるか」は、避難計画の前提かつ判断要件ではない。

以上のように、被控訴人の(2)の「防災計画等の立案・検討をする上で、万が一の事故が起きることを想定して議論することは言わば当然の姿勢である」は万が一の事故があり得ることの自白であり、その意味でも避難計画の前提かつ

判断要件は「万が一」すなわち、「大事故があり得る」ことである。

④ 「大事故があり得ること」の否定は、深層防護の正しい理解の否定

控訴理由書第2の1の(1)～(4)で述べたように、深層防護と原発の本質(危険性)が表裏の関係にあり、深層防護が徹底された時にのみ原発の運転が許される。第1層から第4層については、規制委員会の安全審査をパスしない限り、運転は許されないし、避難計画を含む第5層についても(内実はともかく)女川地域原子力防災協議会の「具体的・合理的」であることの確認と国の防災会議の「了承」を経ての「地元同意」が下りない限り、運転が許されない。

これは原発の本質(危険性)に照らし、深層防護が徹底された時にのみ運転が許されることを表している。一審判決の「深層防護に基づいた原子炉施設の安全確保の考え方は、予防的な観点から防護を確実なものとするため、各防護レベルについて独立の有効性を図るというものであって、第5層に相当する避難計画に不備がある・・・」(22頁)が第1層から第5層の深層防護が不徹底でも差し支えないという意味であれば、深層防護が原発の本質(危険性)と表裏の関係にあり、第1層から第5層の深層防護が徹底されることを条件に原発の運転が許されていることに照らし、誤った見解である

また、深層防護が「前段否定」を前提として各々独立した対策をとる構造であることを認めるものであれば、第5層については、放射性物質が外部に放出される大事故があることを前提にするのは当然のことであり、大事故があり得ることの否定は、深層防護の正しい理解の否定である。

⑤ 「大事故があり得ること」の否定は、第5層の防護自体の事実上の否定。第5層の防護自体の否定は原子力基本法第2条2項、3項（令和6年4月1日施行）違反

控訴理由書第2の3の(4)で述べたように、「第1層から第4層までの防護がいつ(切迫した時期に)どのような原因と経過で破られるか」を求めることによる「大事故があり得ること」の否定は「大事故があり得ること」を前提とする避難計画を含む第5層の防護の否定に繋がる。避難計画の実効性を問わない一審判決は、避難計画を含む第5層の防護の不備の放置であり、不備の放置は第5層の防護の事実上の否定である。

原子力基本法第2条2項は「前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」と定める。確立された国際的な基準が深層防護である。深層防護は前提否定の論理によって貫かれ、第5層の防護は第4層までの防護が破られ、放射性物質が外部に放出されたことを前提としている。それを示しているのが、放射性物質が周辺環境に放出されたことを前提にしている避難計画を含む県の地域防災計画(甲B2)と、原子力災害対策指針(甲B1)である。

深層防護が前提否定の論理によって貫かれ、第5層の防護が放射性物質が外部に放出されたことを前提としているのであれば、控訴人らに「第1層から第4層までの防護がいつ(切迫した時期に)どのような原因と経過で破られるか」を求める必要はなく、控訴人らにそれを求め、結果として第5層の防護を事実上否定する一審判決は、確立された国際的な基準(深層防護)を踏まえることを求める原子力基本法第2条2項に違反する判決である。

また、①で述べたように、原子力基本法第2条3項は「原子力事故の発生を常に想定」することを求めている。避難計画を含む第5層の防護が設けられているのは、原子力事故の発生を常に想定しているからである。第5層の防護を

事実上否定する一審判決は、「原子力事故の発生を常に想定」することを求めている原子力基本法第2条3項に違反する。

⑥ 「大事故があり得ること」の否定は、公知の事実の否定

- (1) 避難計画を含む県の地域防災計画（甲B2）及びベースである原子力災害対策指針（甲B1）は、放射性物質が外部に放出される可能性を前提にしていること（第11準備書面3頁）
- (2) 被控訴人が検査場所に600名の要員を派遣することになっていること（第1準備書面3頁等）。
- (3) 被控訴人が女川地域原子力防災協議会の作業部会に毎回出席し、令和2年3月25日の協議会で被告の増子副社長が「福祉車両等の移動手段の確保、避難退域時検査の要員や機材の提供、避難所等への生活物資の支援をはじめ、事業者に求められる対応について、しっかりと準備し、対応が必要になった場合には、原子力防災組織体制のもと、確実に対応していく。」旨回答している（甲B16の10）。

こと、及び甲B第32号証の2項からして「大事故があり得ること」は公知の事実である。「大事故があり得ること」の否定は公知の事実の否定である。被控訴人の答弁書の主張と被控訴人の(2)(3)の行動は明らかに矛盾している。

⑦ 控訴答弁書に見られる安全神話の復活

原子力規制委員会前委員長の答弁に関する控訴答弁書の

「防災計画等の立案・検討をする際の姿勢を述べたものであり、個別の発電所において事故が発生する蓋然性があると述べたものではない」

「防災計画等の立案・検討をする上で、万が一の事故が起きることを想定して

議論することは言わば当然の姿勢である。このような防災計画等の立案・検討についての議論をすることが、原子力発電所の安全性に問題があることを意味しないこともまた当然である。」

からすると、被控訴人は「大事故があり得ること」を否定していると判断される。「大事故があり得ること」を否定するのは、規制委員会による第1層から第4層までの安全審査をパスさえすれば、大事故は絶対に起きないと信じていること、すなわち、甲A第60号証で規制委員会の初代委員長が戒めている「安全神話の落とし穴にはまってしまった」ことを意味している。

⑧ 結論

以上のように、控訴人らに「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」を求めることは「大事故があり得ること」の否定を意味し、「大事故があり得ること」の否定は①～⑦の致命的な副作用をもたらす。控訴人らが「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」を主張・立証しないことを理由に避難計画の実効性の判断を放棄した一審判決は、これら致命的な副作用に目をつぶるものである。副作用を免れるためにも、避難計画の前提かつ判断要件は「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」ではなく「大事故があり得ること」であることを認めるべきである。

8 被控訴人の引用する判例について

① 名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決（判時2413・2414号71頁）

この事件は、一審被告が福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1に設置する原子力発電所である大飯発電所の3号機及び4号機（以下「本件発電所」と

いう。)について、福井県を中心に北海道から沖縄まで全国各地に居住する一審原告らが、その稼動により一審原告らの生命、身体が重大な危害にさらされるおそれがあり、また、快適な環境を享受することができなくなるなどと主張して、一審被告に対し、人格権又は環境権に基づく妨害予防請求として、本件発電所の運転差止めを求めた事案である。

30 km圏内の住民が自らの避難計画の不備を理由とする本件とは異なり、訴訟の主たる争点は新規規制基準の不合理性である。一審原告の第5層の主張は「国際原子力機関（IAEA）は、5つの多重防護レベルを定め、第3層を設計基準事故対策とした上で、第4層として過酷事故対策を、第5層として防災対策（防災計画又は避難計画）をそれぞれ求めているから、過酷事故対策又は防災対策に不備があれば、本件発電所について人格権等を侵害する具体的危険性があると判断されるべきである。」という程度である。

確かに、判決には「少なくとも人格権に基づく原子力発電所の運転差止めの当否を考えるに当たって、緊急時の避難計画が作成されていなかったり、あるいはその内容に瑕疵があったとしても、そのことによって直ちに原子力発電所の危険性が肯定されるとか、運転の差止めという結論が導かれるものではなく、そもそも当該原子力発電所について人格権の侵害を招くような重大事故等を起こす具体的危険性があるか否かが検討されるべきであり、その危険性が肯定される場合に運転の差止請求が認められるというべきである。」と判示した部分があるが、主たる争点が避難計画の不備でなかったこと、一審原告らが、本件の控訴人のような主張をしなかったことにより、

イ 避難計画の前提かつ判断要件は「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」か、それとも、「重大事故があり得ること」か

ロ 「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因

と経過で破られるか」を明らかにすることは可能か不可能か
ハ 「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因
と経過で破られるか」を求めることがどのような副作用をもたらすのか

等は争点になっておらず、イ～ハ等をくぐり抜けた判決ではなく、本件の参考になる判決ではない。

② 大阪地裁令和3年3月17日決定（裁判所ウェブサイト掲載）

この決定は債権者らが、各原子力発電所（本件各原発）において本件各原子炉を設置する債務者に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況の下では、本件各原発において原子力事故が発生した際に円滑に避難できないために放射線に被曝することにより債権者らの人格権が侵害される具体的危険があるとして、本件各原子炉の運転を仮に差し止めることを命じる仮処分を求めた事案である。

決定中に「避難計画の不備のみでは足りず、その前提として、債権者らが避難を要するような、本件各原発の外に放射性物質が放出される事故が発生する具体的危険を主張し、個別具体的に疎明する必要があるというべきである」との判示部分があるのは事実であるが、債権者の主たる主張が「新型コロナウイルス感染症拡大状況下では、実効性ある避難計画を欠く状態となるから、原発事故時に円滑に避難することができずに被曝するという人格権侵害の具体的危険がある。」というものであったこともあり、避難計画の不備が明らかになり、避難計画に従って行動することが人格権侵害をもたらすことは確実である本件とは出発点が異なっている。それだけでなく、この決定も、上記①のイ～ハ等をくぐり抜けた決定ではなく、本件にとって参考になる決定ではない。

また、この決定には「こういった深層防護の概念ないし同概念に基づく安全設計は、飽くまでも予防的な観点から防護を確実なものとするために求められ

るものであって、第5層の防護に不備があれば即座に地域住民に放射線被害が及ぶ危険が生じるということを意味するものであるとは認められない」との判示部分がある。「予防的観点から防護を確実なものとするために…」は一審判決にも見られる文言であるが、これが第1層から第5層の深層防護が不徹底でも差し支えないという意味で使われているとすれば、深層防護が原発の本質（危険性）と表裏の関係にあり、第1層から第5層の深層防護が徹底されることを条件に原発の運転が許されていることに照らし、誤った見解であると言わざるを得ない。「第5層の防護に不備があれば即座に地域住民に放射線被害が及ぶ危険が生じるということを意味するものであるとは認められない」の部分は、避難計画を含む第5層の防護に不備があれば、そのことを原因として地域住民に放射性物質が及ぶことはない（逆必ずしも真ならず）という点でそのとおりであるが、「大事故があり得る」のであれば、そして、避難計画を含む第5層に不備があれば、不備の程度によっては（本件で明らかにしたように）放射性物質を浴びつつ、長時間、検査場所の前で待機しなければならないこともあり得るのである。不備の程度が十分に立証されていない点でも本件にとって参考になる決定ではない。

③ 大阪地裁令和4年12月20日決定（裁判所ウェブサイト登載）

この件は債務者が福井県三方郡美浜町丹生66号川坂山5番地3に設置、運用している発電用原子炉施設である美浜発電所3号炉（以下「本件発電所」という。）について、本件発電所から一定距離の範囲内に居住する債権者らが、本件発電所は、運転開始から40年以上経過して老朽化しており、特に地震に対する安全性を欠いているほか、避難計画にも不備があるから、その運転中に放射性物質を環境中に大量に放出する重大事故を起こし、債権者らの人格権が侵害される具体的危険があると主張して、人格権に基づく妨害予防請求権としての本件発電所の運転差止請求権を被保全権利として、本件発電所の運転を仮に

差し止める仮処分命令を申し立てた事案である。

決定中に「深層防護の考え方の基礎である「前段否定」「後段否定」という概念は、あえて各々を独立した対策として捉え、各段階における対策がそれぞれ充実した十分な内容となることを意図したものであることは明らかであるから、人格権侵害による被害が生ずる具体的危険が存在するか否かにおいて、第1から第4までの各防護レベルの存在を捨象して無条件に放射性物質の異常放出が生ずるとの前提を置くことは相当でなく、放射性物質の異常放出が生ずるとの疎明を欠くにもかかわらず、第5の防護レベル（避難計画）に不備があれば直ちに地域住民に放射線被害が及ぶ具体的危険があると認めることはできない。このことは、仮に第5の防護レベルに不備があること自体に基づいて人格権侵害の抽象的なおそれの疎明があると認めるとすれば、放射性物質放出の抽象的・潜在的な危険性のみをもって本件発電所の運転差止めを認めることとなつて相当でない」とあるのは、被控訴人の指摘のとおりである。

しかし、深層防護が「前段否定」を前提として各々独立した対策をとる構造であることを認めるものであれば、第5層については、放射性物質が外部に放出される大事故があることを前提にするのは当然のことであり、「第1から第4までの各防護レベルの存在を捨象して無条件に放射性物質の異常放出が生ずるとの前提を置くことは相当でなく」は規制委員会の前委員長の国会発言の「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本」に反する見解である。大事故があり得るから避難計画の策定を法律が求めているのであり、大事故はあり得ないかのような前提に立っている点において誤っている。

のみならず、「放射性物質の異常放出が生ずるとの疎明を欠くにもかかわらず、第5の防護レベル（避難計画）に不備があれば直ちに地域住民に放射線被害が及ぶ具体的危険があると認めることはできない。」の部分は債権者に「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破

られるか」を求めるものであり、避難計画の不備を主張する者に「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」を求めることが相当でないことは繰り返し述べたとおりである。

「このことは、仮に第5の防護レベルに不備があること自体に基づいて人格権侵害の抽象的なおそれの疎明があると認めるとすれば、放射性物質放出の抽象的・潜在的な危険性のみをもって本件発電所の運転差止めを認めることとなつて相当でない」の部分も誤りである。

避難計画を含む第5層の防護に控訴人らが主張・立証したような重大な不備があれば、大事故の発生時に人格権侵害が生ずることは明らかである。その日がいつ来るか誰も分からないが、その時が来る可能性を否定できないから、福島第一原発事故の教訓に照らし、避難計画を含む第5層の防護の整備を法律が義務付けているのである。「放射性物質放出の抽象的・潜在的な危険性」が抽象的・潜在的であるのは、第1層から第4層の防護が機能している場合のことである。

第1層から第4層の防護が破られることがあるのかないか、「大事故があり得ること」を認めるのか認めないのかをはっきりさせないまま、第5層の防護の不備を論じている点において、本件の一審判決と同じ誤りを犯している。いずれにしろ、この決定も債権者側から提起された上記①のイ～ハ等の争点をくぐり抜けた決定ではなく、本件の参考にするべき決定ではない。

④ 大分地裁平成30年9月28日決定（公刊物未掲載）

伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件の決定であり、債権者は大分県内の住所地に居住する者であり、いずれも本件原発から100km圏内に居住している者であり、伊方原発の30km圏内の住民ではない。決定が「大分県及び同県内の自治体における避難計画の有無やその内容を検討するまでもなく、本件原子炉の運転により、債権者らの生命、身体及び健康という重大な法益が侵

害される具体的危険が存在するとは認められない（なお、大分県及び同県内の自治体における避難計画については、債務者がそれを独自に策定することはできないから、避難計画が存在しないこと等を理由とする債権者らの生命、身体及び健康という重大な法益が侵害される具体的危険については、債権者らがそれを疎明する必要があるものと解される。）。」としているのはある意味当然のことであり、30km圏内の住民が自らの自治体（宮城県と石巻市）の避難計画の不備による人格権の侵害を主張している本件とは、その点が異なっている。

決定の中に「その運転等によって放射性物質が債権者らの居住地域を含む周辺環境に放出される具体的危険が存在することの疎明はないから、この具体的危険が存在することを前提とする債権者らの主張を認めることはできない。」とあるのは、債権者が30km圏内の住民ではないことを考慮したものであり、この決定を本件に当てはめることは妥当ではない。

⑤ 結論

以上、被控訴人の引用する①～④の判決や決定は、避難計画を含む第5層の防護が前提かつ判断要件が「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」かであるのか、それとも「大事故があり得ること」か等、①のイ～ハ等の問題を検討したものではない。その点では一審判決も同じである。一審原告は避難計画を含む第5層の前提かつ判断要件は「大事故があり得ること」ではあると主張したが、一審判決は一審原告の主張と証拠（特に原子力規制委委員会委員長の国会発言。甲B27の2。甲A57の1～2）に対する判断をしておらず、本件控訴審の判断がこれらの問題について深く論じた最初のケースとなる。

なお、①のイ～ハ等の問題を念頭に、避難計画を含む第5層の防護の前提かつ判断要件が「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」ではなく「大事故があり得ること」であるとし

て避難計画の不備の判断に踏み込んだのが、水戸地裁令和3年3月18日判決である。避難計画を含む第5層の防護の前提かつ判断要件がどちらであるかについては、①～④の判決と水戸地裁令和3年3月18日判決との対比が不可欠である。

9 結論

「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」を主張・立証することが不可能であるということは大事故がいつ起きるか誰も分からないということである。大事故を発生することなく2号機が廃炉となり撤去されるのか、再稼働の翌日に大事故が起きるかを知りうる人は誰もいない。福島第一原発事故によって明らかのように、大事故は予測できない原因によって発生するからである。大事故がいつ起きるか誰も分からないが、「万が一」があるから、その時のために、避難計画が用意されているのである。

そうであれば、避難計画の前提かつ判断要件は、誰もがなし得ない「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」ではなく、「万が一」すなわち「大事故があり得ること」であり、裁判所が避難計画の実効性を判断するのは当然のことである。

ましてや、30km圏内の住民が避難計画の実効性を疑ってしかるべき証拠を提出したのであるから、欠陥を抱えた避難計画と一緒に暮らされなければならない30km圏内の住民の心中を考慮すれば、避難計画の実効性を判断の対象にするべきである。

乗客から救命ボートの欠陥を証拠を揃えて提出されて、見向きもしない船長は存在しない。被控訴人が検査場所に600名の要員を派遣することになっていることからすれば、救命ボートの欠陥には船長も一枚加わっていることになる。自らも加わって設計した救命ボートの欠陥を指摘され、取り上げない船長は、

船長として失格である。

以上